

令和7年度 福岡市公共工事安全講習会

建設業における 事故防止対策について



令和7年9月1日(月)・2日(火)

建設業労働災害防止協会

安全管理士 杉野仁俊

1. 災害に学ぶ



災害に学ぶ

労働災害

同じような災害の繰り返し

災害を起こさないために

- ・何をしなければならないのか
- ・何をしてはいけないのか



○これまでの災害に学ぶ

その際

“**自分事**”として考える”

○安全衛生関係法令は
災害事例集

先人の知恵に学ぶ

3

災害に学ぶ

● 安全に作業できないのは、なぜ？



対策は
出尽くしている



・知らない
・できない
・やらない

・知ろうとしない
・技量不足
・他のことを優先

安全を
阻害する
要因

● 安全（命）より大事なものがありますか？

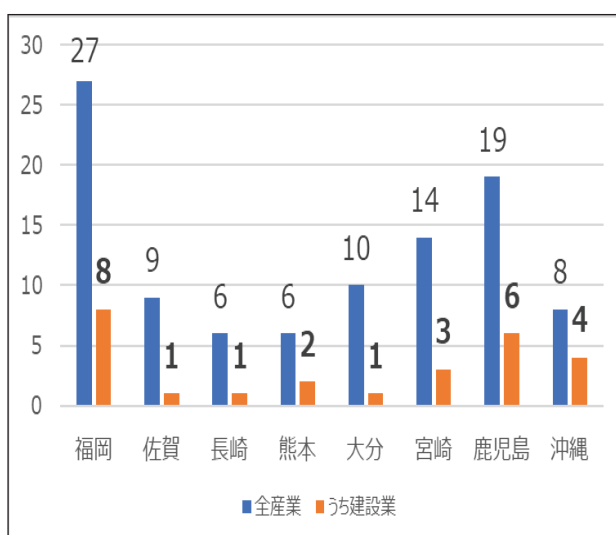
4

2. 労働災害の現況



5

令和6年の死亡災害(九州・沖縄)



県	全産業	うち建設業	
		人数	割合
福岡	27	8	30%
佐賀	9	1	11%
長崎	6	1	17%
熊本	6	2	40%
大分	10	1	10%
宮崎	14	3	21%
鹿児島	19	6	32%
沖縄	8	4	50%
九州・沖縄計	99	26	26%
全国※	746	232	31%



2週に1人

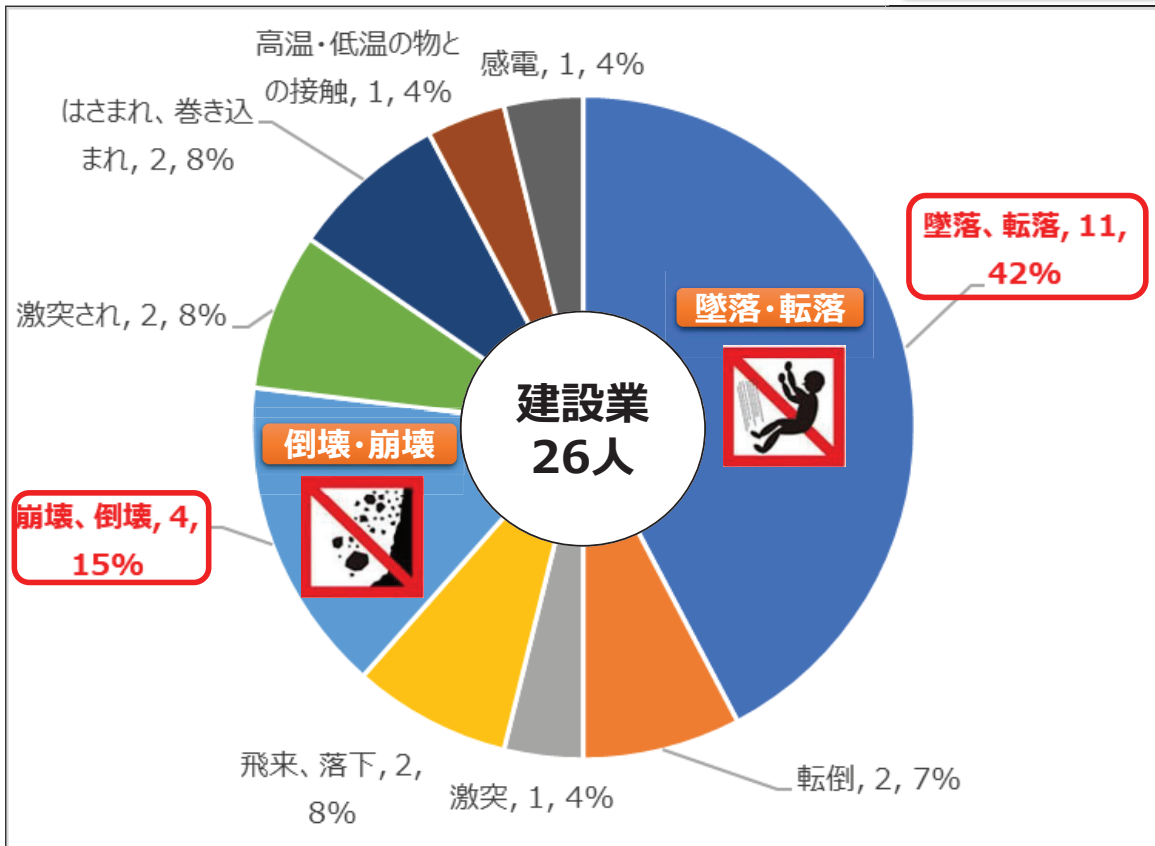
稼働日
1日に1人

※全国は未確定

6

令和6年の死亡災害(九州・沖縄)～建設業

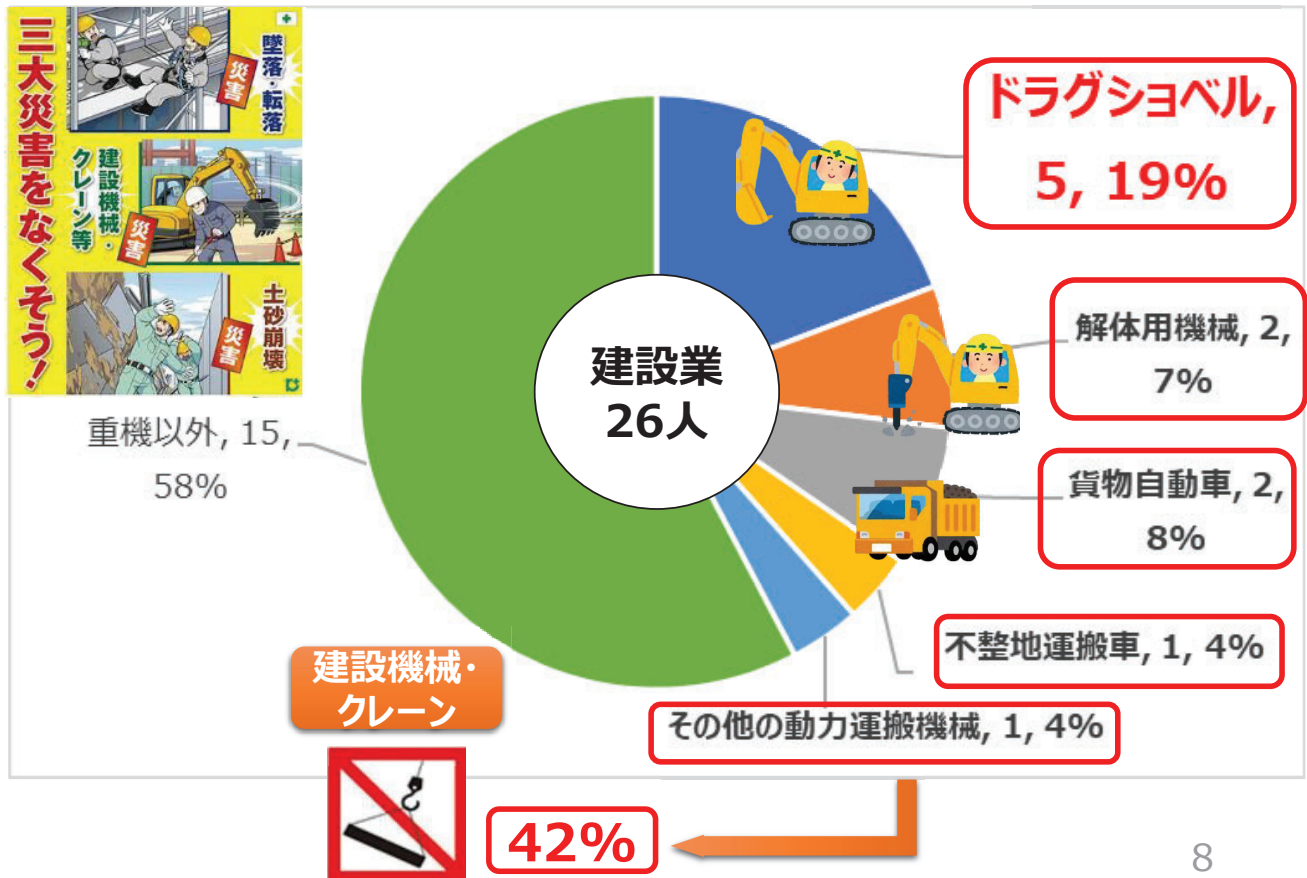
事故の型別



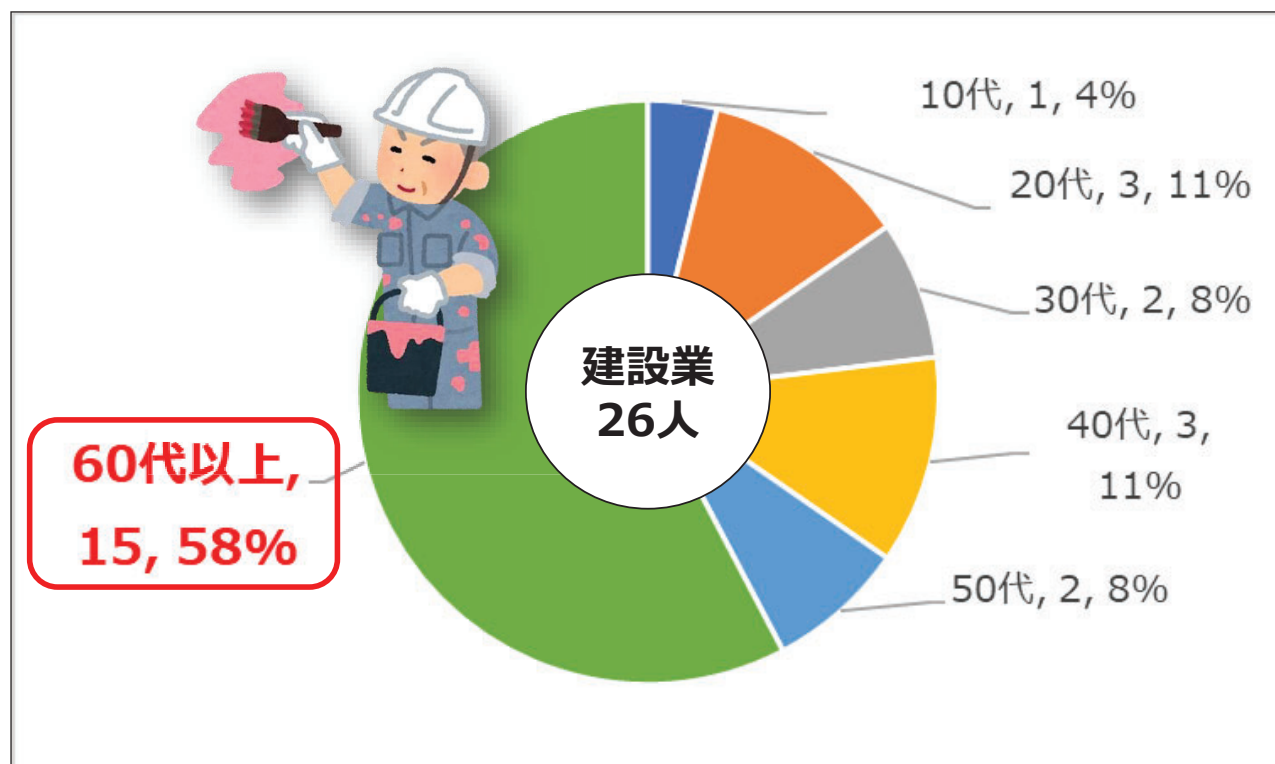
7

令和6年の死亡災害(九州・沖縄)～建設業

起因物別



8



9

3. 下水道関連事故から考える

① 墜落



11

事例① 下水道工事における転落事故

R6.2.24

非労働者？

国交省

○ 事業主体 政令市	○ 工事分類 処ポ土木建築
○ 従事作業 扉設置作業	○ 発生場所 現場内
○ 事故の型 墜落・転落	○ 年齢 67 ○ 性別 男
○ 発生状況 大型建具枠周りの モルタル詰め作業を 脚立に登り行っていたところ、 誤って足を踏み外し、 脚立と仮設壁の間を伝いながら 約1.9m下のコンクリート床に落下。 救急搬送されたが、死亡確認。	



12

事例②

下水道工事における転落事故

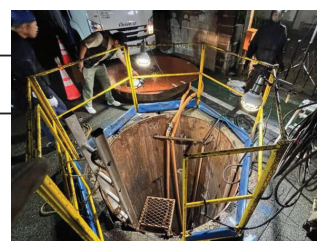
R7.6.3

福岡労働局

○ 時間帯 1:00～1:59	○ 業種 土木工事業
○ 労働者数 10～29人	○ 被災者 40代 男
○ 事故の型 墜落・転落 (2m以上)	○ 起因物 仮設物・建築物・構築物等
○ 発生状況 立坑 (直径約 2 m、深さ約 8 m)内での作業を終えて <u>はしごを昇っていたところ</u> 、何らかの原因で坑内に墜落し、後日死亡した。	

国交省

○ 事業主体 一般市	○ 工事分類 管きょ開削
○ 従事作業 推進工	○ 発生場所 現場内
○ 事故の型 墜落・転落	○ 年齢 44 ○ 性別 男
○ 発生状況 推進工事の施工が終わり、 <u>立坑周辺の資材を片付けていた際</u> 、 最上部の踊り場から誤って転落したと思われる。 (立坑径2m、深8.5m)	



13

事例③

下水道工事における転落事故

R7.3.26

兵庫労働局

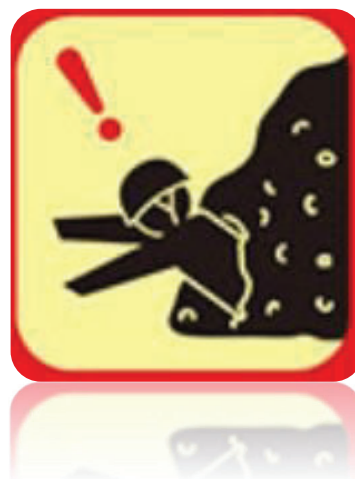
○ 発生 3月 9時台	○ 業種 その他の土木工事業
○ 監督署 但馬署	○ 被災者 50歳代 作業員・技能者
○ 事故の型 墜落・転落	○ 起因物 はしご
○ 発生状況 汚水貯留槽内で検査業務を行うため、 槽内に設置した仮設足場の作業床上へつながら <u>はしご</u> を降りていたところ、 はしごの最下段と作業床の間でバランスを崩して作業床上で転倒し、 作業床端部の開口部から約2.5m下のコンクリートの床面へ墜落。	

国交省

○ 事業主体 一般市	○ 工事分類 処ポ土木建築
○ 従事作業 現場施工管理	○ 発生場所 現場内
○ 事故の型 墜落・転落	○ 年齢 50 ○ 性別 男
○ 発生状況 汚水貯留槽の断面修復の完了立会時、槽に降りる際にはしごを踏み外し墜落 (2.7m)。救急車で搬送されたが、意識不明。その後、死亡確認。	

14

② 土砂崩壊



15

事例④ 下水道工事における鉋滓塊崩落事故

R6.1.10

福岡労働局

○ 時間帯 14:00～15:00	○ 業種 土木工事業
○ 労働者数 10～29人	○ 被災者 50代 男
○ 事故の型 崩壊、倒壊	○ 起因物 環境等
○ 発生状況 雨水管渠の設置にあたり、ドラグショベルで掘った深さ約1.5mの掘削底で被災者が作業を行っていたところ、背後の地山が崩壊した。	

国交省

○ 事業主体 政令市	○ 工事分類 管きょ開削
○ 従事作業 掘削作業	○ 発生場所 現場内
○ 事故の型 土砂崩壊	○ 年齢 51 ○ 性別 男 ○ 被害状況 死亡
○ 発生状況 側溝新設工事に伴う水道管切り替え工事において、バックホウによる掘削作業を行った後、深さ約1.35mの掘削穴の中で、作業員が検測をしていたところ、側面の鉋滓塊が崩落し、作業員が崩落した鉋滓塊の下敷きとなり、救急搬送されましたが、死亡が確認された。	

16

事例⑥

下水道工事における土砂崩落事故

R6.2.26

千葉労働局

○ 発生 2月26日	○ 業種 上下水道工事
○ 事故の型 崩壊、倒壊	
○ 発生状況 下水管交換のため、深さ2 mの掘削溝に入り作業を行っていたところ、掘削溝の側面が崩落した。	

国交省

○ 事業主体 一般市	○ 工事分類 管きょ開削
○ 従事作業 土留め設置	○ 発生場所 現場内
○ 事故の型 土砂崩壊	○ 年齢 34 ○ 性別 男
○ 発生状況 開削工法による下水道管の新設工事において、バックホウによる掘削作業を行った後、掘削穴（深さ約2.1m）の中で、土留め矢板を設置するために作業員が手作業で掘削していたところ、側面の土砂が崩落し、崩落した土砂に埋まり救急搬送されたが、死亡が確認された。	

17

事例⑥

下水道工事における土砂崩落事故

R6.9.12

兵庫労働局

○ 発生 9月 14時台	○ 業種 上下水道工事業
○ 監督署 加古川署	○ 被災者 60歳代 土工
○ 事故の型 崩壊・倒壊	○ 起因物 環境等
○ 発生状況 交差点内にかかる下水道管布設工事において、立坑（約2.5m四方、深さ約3 m）内で作業員3名が作業を行っていたところ、工事のため切断した水道管からの水により湿潤した掘削面が崩壊し、立坑内に土砂が流入した。作業員2名が土砂に埋まり、内1名が翌日死亡したもの。	

国交省

○ 事業主体 一般市	○ 工事分類 管きょ開削
○ 従事作業 管布設工	○ 発生場所 現場内
○ 事故の型 土砂崩壊	○ 年齢 63 ○ 性別 男
○ 発生状況 開削工法による下水道管の新設工事において、土留め矢板がまばらに設置された状態で、掘削穴（深さ約3.1m）の中で作業員が管布設作業を行っていたところ、背後の土砂（幅約0.3m、長さ約2.6m）が、矢板を設置していない箇所から崩落し作業員1名が全身生き埋めとなり、その後、救急搬送されたが死亡した。	

18

○ 時間帯 12:00～12:59	○ 業種 土木工事業
○ 労働者数 1～9人	○ 被災者 60代 男
○ 事故の型 崩壊、倒壊	○ 起因物 環境等
○ 発生状況 既設の下水道管に枝管を設置するため、掘削構（縦・横約1.5m、深さ約2.3m）内において、土砂をシャベルを用いるなどして手作業で取り除いていたところ掘削壁面が崩壊し、土砂に埋まった。	

○ 事業主体 一般市	○ 工事分類 管きょ開削
○ 従事作業 管布設工	○ 発生場所 現場内
○ 事故の型 土砂崩壊	○ 年齢 61 ○ 性別 男 ○ 被害状況 死亡
○ 発生状況 下水道本管から宅内に引き込む取付管設置工事において、土留め矢板を一部外して掘削穴の中で作業をしていたところ、土留め矢板を外した箇所から土が崩落し、作業員1名が肩辺りまで生き埋めとなった。その後、救急搬送されたが、死亡が確認された。	

土止め先行工法に関するガイドライン

(平成15年12月17日基発第1217001号)

第1 目的

- 労働安全衛生関係法令と相まって、土止め先行工法による適切な土止め支保工等を設けることにより、地山の崩壊又は土石の落下を防止し、もって**小規模な溝掘削作業又は溝内作業を伴う上下水道等工事**における労働災害の防止を図ること。

第2 適用対象

- 管きょの敷設等のために**小規模な溝掘削作業を伴う上下水道等工事**
上下水道等工事＝上水道、下水道、電気通信施設、ガス供給施設等の建設工事
小規模な溝掘削作業＝掘削深さが概ね1.5m以上4m以下で、掘削幅がおおむね3m以下の溝をほぼ鉛直に掘削する作業
（機械掘削又は手掘りのいずれも含む）

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン

(平成27年6月29日
基安安発0629第1号)

第1 目的

- 主に、事業者（施工者）が発注者から請け負って行う明り掘削のうち斜面掘削を伴う工事（「斜面掘削工事」）に関して、**安衛則第355条の調査及び第358条の点検**のより適切な実施方法、施工者が発注者及び設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するために実施することが望ましい方法及びそれらの留意事項を示すこと。

第2 適用対象

- 主に中小規模の斜面掘削工事。
大規模な掘削工事も差支えない（土止め先行工法を除く。）。

建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）

第6章 土留工 第41 土留工を必要とする掘削

- 切り取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削深さが**1.5mを超える場合**、原則として、土留工を施す。
掘削深さが**4mを超える場合**、周辺地域への影響が大きいことが予想される場合等重要な仮設工事においては、親杭横矢板、鋼矢板等を用いた確実な土留工。

③ 中毒等

有機溶剤使用中

酸欠注意



☐ 建災防統一安全標識

Organic Solvent in Use
正在使用有机溶剂
ĐANG SỬ DỤNG DUNG MÔI HỮU CƠ
Sedang Menggunakan Larutan Organik!
MAY GINAGAMIT NA ORGANIC SOLVENT



☐ 建災防統一安全標識

Danger: Risk of Suffocation
当心缺氧
CHÚ Ý THIẾU OXY
Awat! Kekurangan Oksigen
MAPANGANIB: MAAARING KAPUSIN NG HININGA

21

事例⑧

下水道の補修工事に伴う死亡事故

R7.3.7

秋田労働局

○ 発生 3月	○ 業種 上下水道工事業
○ 被災者 40歳代（20～30年）20歳代（10～20年）60歳代（30年以上）	
○ 事故の型 有害物等との接触	○ 起因物 異常環境等
○ 発生状況 下水道管渠補修工事現場において、労働者1名がマンホール内で下水道管圧送のバルブ補修作業を行っていたところ、急に意識を失い倒れたため、救助しようとして労働者2名がマンホール内に入ったが同様に意識を失い、3名とも被災した。	

国交省

○ 事業主体 都道府県	○ 工事分類 管きょ開削
○ 従事作業 補修工	○ 発生場所 現場内
○ 事故の型 その他	○ 年齢 62,44,29 ○ 性別 男
○ 発生状況 管渠を補修後の通水試験実施中にマンホール内で作業していた男性作業員3人が意識を失い、救急搬送され、死亡が確認された。硫化水素中毒と思われる。	

22

○ 発生 7月 12時台	○ 業種 上下水道工事業
○ 被災者 死亡	
○ 事故の型 有害物等との接触	○ 起因物 その他の危険物、有害物等
○ 発生状況 下水道工事現場において、 立坑（深さ約17m）に設置した排水ポンプの動作を確認後、 立坑内の梯子を上っている途中で、梯子から墜落し、死亡。	

23

事例⑨

内燃機関の使用禁止

（内燃機関の使用禁止）
第578条

安衛則

○ 事業者は、

坑、井筒、潜函かん、タンク又は船倉の内部その他の場所で、自然換気が不十分なところ

では

内燃機関を有する機械
を使用してはならない。

○ ただし、

内燃機関の排気ガスによる健康障害を防止
するため当該場所を換気するとき
は、この限りでない。

（S42.2.6基発第122号）

解釈

- イ 坑の内部(除く坑口付近)
- ロ タンク内部
- ト 解放された換気口のない倉庫内部（除く出入口付近）
地下室の内部等の屋内作業場

・建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの
策定について

（平成10年6月1日付け
基発第329号の1）

・一酸化炭素中毒による労働災
害の発生状況等について

（平成28年12月6日付け
基安化発1206第1号）

通達

建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について
内燃機関・煤炭等による
一酸化炭素中毒を予防しましょう！



1 趣旨

2 労働衛生管理体制

ガイドライン

(1) 作業責任者の選任等

- イ 作業手順書 ロ 立入禁止の表示
- ハ 呼吸用保護具の使用確認
- ニ 3～8の実施状況確認、報告

(2) 元方事業者による管理

- イ 作業手順書の提出 ロ 作業責任者の履行確認
- ハ 作業場所巡視 ニ 改善指導 ホ 連絡調整
- ヘ 立入禁止措置

3 作業管理

- (1) 作業開始前 (2) 作業中
- (3) 作業終了後 (4) 異常時の措置

4 作業環境管理

5 警報装置

6 呼吸用保護具

7 健康管理

8 労働衛生教育

- (1) 雇入れ時等 (2) 日常 (3) 緊急時の訓練

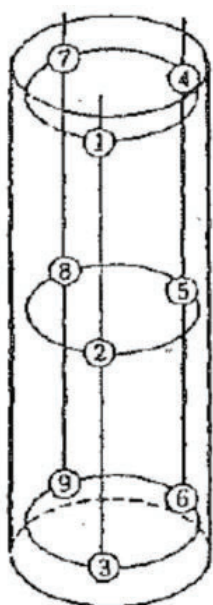
労働衛生の管理

24

- **日時** 令和7年8月2日(土) 午前9時頃
- **場所** 埼玉県行田市長野
- **発生状況**
 【下水道管路の点検作業】
 朝から7人ほどで点検前の排水作業。
 午前9時ごろから作業を開始したが、はじめに1人が転落、
 その後、助けようとした3人も次々に転落。
 ※ マンホール 深さ 約12.6m 直径 約0.6m
 ※ 下水道管 直径 約2.6m
- **被災者**
 死亡 作業員4人 53歳 56歳 54歳 54歳 男性
- **特別重点調査について**
 埼玉県八潮市で1月に発生した陥没事故を受け、
 国が自治体に要望した下水管の「特別重点調査」を実施していた。

25

管路作業での酸素欠乏症・硫化水素中毒を絶対に防ぐ ～作業従事者の命を守るために、特に留意すべきこと～



測定点の例

- 作業開始前、作業中、再入孔する前に、原則として垂直、水平方向にそれぞれ**3点以上測定点**を設けること
- 作業場所に下水や汚泥が堆積している場合は、外部から攪拌して水中の硫化水素を空气中に放出してから濃度測定を実施すること
- 外部から攪拌できない場合には、濃度測定の結果が基準値以下であっても、適切な呼吸用保護具を着用させ、作業員を入孔させること
- 作業場所では、酸素濃度を18%以上、かつ硫化水素濃度を10ppm以下に保つように常時換気すること
- 作業中は常時警報付き測定器具によるガス検知を行い、異常を感知したら直ちに退避できる体制を整えること
- 酸素欠乏症等にかかって墜落する恐れのある時は、高さ2 m以内であっても墜落制止用器具を使用すること

出典：下水道維持管理指針（総論編、マネジメント編）-2014 年版

作業員が酸素欠乏症等を発症した場合は、無理せず、消防に通報し救出を委ねること

26

④ その他



27

事例⑪

下水道工事における交通事故

R6.11.7

愛知労働局

○ 発生 R6.11.7. 10:00	○ 業種 土木工事業
○ 被災者 40代 作業員 3年	
○ 事故の型 交通事故(道路)	○ 起因物 乗用車、バス、バイク
○ 発生状況 道路工事の準備作業を行っていた作業員が車にはねられたもの。 その後、病院へ搬送されたが、死亡確認。	

国交省

○ 事業主体 一般市	○ 工事分類 管きょ開削
○ 従事作業 準備工	○ 発生場所 現場外
○ 事故の型 交通事故	○ 年齢 40 ○ 性別 男
○ 発生状況 下水道管渠の新設工事において、道路上に下水道管渠布設位置のマーキング作業を、作業員1名と交通誘導員1名により行っていたが、作業員が交通誘導員に対して他の現場に向かうよう指示した後、作業員1名のみで道路上にしゃがんでいたところ自動車に衝突された。意識不明のまま救急搬送、その後、病院で死亡確認。	

28

事例⑫

下水道工事におけるおぼれ

R6.9.19

神奈川県労働局

○ 発生 9月 16時頃	○ 業種 土木工事業
○ 被災者 35～39歳 40～44歳	
○ 事故の型 おぼれ	○ 起因物 水
○ 発生状況 既設下水管の耐震補強工事において、地下約10mの管きよ内で7名が作業中、地上監視員1名が降雨の連絡のため入坑して避難を指示したが、急な大雨のため水位が上昇し、8名中2名の避難が間に合わず流され、3日後に下流の川で2名の遺体が発見された。	

国交省

○ 事業主体 政令市	○ 工事分類 管きよその他
○ 従事作業 管渠更生工	○ 発生場所 現場外
○ 事故の型 その他	○ 年齢 37、46 ○ 性別 男
○ 発生状況 下水道管路（雨水）の耐震化工事において、道路の下約10mに埋設された管内での作業中、急な降雨の影響により、管路内の水位が急上昇し、避難中の作業員等のうち逃げ遅れた2名が流され、その後下流に位置する川にて心肺停止状態で発見された。	

29

事例⑬

局地的な降雨等による河川等内作業における労働災害防止の徹底

通達①

局地的な大雨等による河川・下水道管内等作業における労働災害の防止について

平成20年8月5日
基安安発第0805002号

- 全国各地で局地的な大雨が発生し、**下水道工事中に作業員6名が流される労働災害**
- 上流域の降雨により河川、下水道管内等の水位が急激に上昇、同種労働災害の発生懸念

通達②

局地的な降雨等による河川等内作業における労働災害防止の徹底について

平成21年8月31日
基安安発0831第1号

- 河川内で構造物調査中、急激な増水により、**作業員5名が流される労働災害**
- 下水道や都市部の小規模のものも含めた河川では、局所的な降雨等により急激な増水が起きやすく、同種の労働災害の発生懸念。

ポイント

1	上流域の降雨による河川、下水道管内等の 水位の上昇による危険性 について、あらかじめ発注者からの情報等をもとに 把握
2	大雨注意報の発令等、上流域への降雨に関する 情報を迅速に把握する体制 を構築
3	緊急時の警報並びに避難の方法 をあらかじめ定めておく
4	大雨等により河川、下水道管内等の水位が急激に上昇するおそれのあるときは、河川、下水道管内等での 作業を行わない
5	作業中において、大雨等により河川、下水道管内等の水位が急激に上昇するおそれが生じたときは、直ちに 作業を中止し 、労働者を安全な場所に 退避 させる
6	河川、下水道管内等で作業を行う労働者に対して、大雨により急激に水位が上昇する場合があること及びその場合の 避難方法 について、あらかじめ 周知

30

事例⑫

土石流による労働災害の防止のためのガイドライン

蒲原沢土石流災害

平成8年12月 長野県と新潟県の県境をなす蒲原沢で発生した土石流災害により、23人死傷という重大災害発生。

労働安全衛生規則の改正

平成10年2月16日公布、同年6月1日施行。

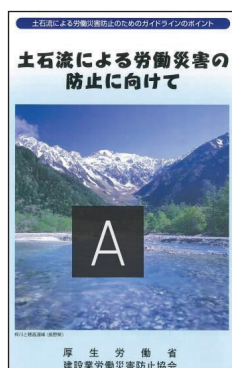
通達

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

基 発 第 4 9 号
平成10年2月16日

土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について

基 発 第 1 2 0 号
平成10年3月23日



○ 土石流による労働災害防止の推進に当たっては、**発注機関との連携が重要**

- **ガイドラインは、**
改正安衛則と相まって、
土石流による労働災害の防止対策のより一層的確な推進を図るため、
- 改正安衛則において規定された事項**のほか、
 - **事業者が講ずることが望ましい事項**
 - 従来の**安衛関係法令において規定されている事項**のうち
土石流による労働災害防止のために重要なもの
を一体的に示すことを目的。

31

事例⑬

下水道電気設備工事における作業器具直撃事故

R6.9.10

広島労働局

○ 発生 9月	○ 業種 建設業
○ 被災者 50代 電工 経験1年	
○ 事故の型 飛来・落下	○ 起因物 その他の動力クレーン等
○ 発生状況 電動ウインチを使い、滑車を介してケーブルを屋外から2階に引き込む作業をしていたところ、固定していた滑車の留め具が破断して、滑車が被災者に飛来した。	

国交省

○ 事業主体 政令市	○ 工事分類 処水機械電気
○ 従事作業 ケーブル搬入工	○ 発生場所 現場内
○ 事故の型 激突	○ 年齢 59 ○ 性別 男
○ 発生状況 屋外から電動ウインチを用いてケーブル入線作業を行っていたところ、ケーブル取り回しの経路地点に設置していた滑車が負荷に耐えきれず、ウインチ操作をしていた作業員の胸部に滑車が直撃し、救急搬送されたが、死亡。	

32

4. 最近の法令改正等



33

法改正①-1

危険有害な作業を行う労働者以外に対する措置の義務化

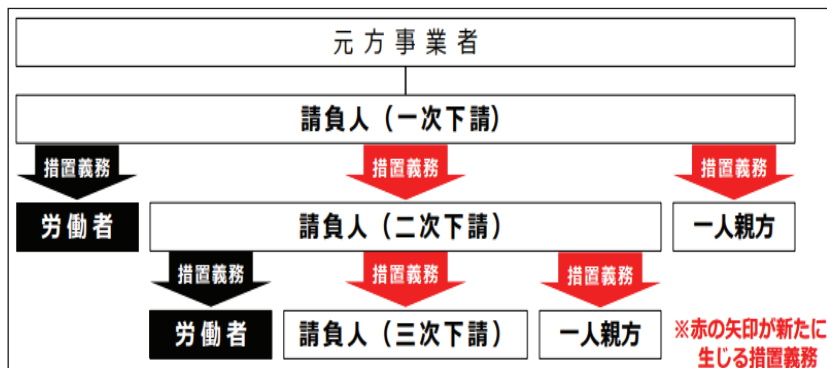
● 危険有害な作業※ を行う事業者は ①、②に対して一定の保護措置を義務付け	① 作業を請け負わせる 一人親方等
● 法令改正の 主な内容	② 同じ場所で作業を行う 労働者以外の人
● 配慮義務 の意味	1 作業を請け負わせる 一人親方等 2 同じ作業場所にいる 労働者以外の者 に対する 措置の 義務化
	○ 配慮義務 は、 配慮すれば結果が伴わなくてもよい ということではない。 ○ 何らかの手段で、 労働者と同等の保護が図られるよう 便宜を図る等の義務

令和5年4月1日施行

※ 危険有害な作業とは

- 安衛法第22条に関して定められている11の省令で、**労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業(業務)**が対象。

- ① 労働安全衛生規則
- ② 有機溶剤中毒予防規則
- ③ 鉛中毒予防規則
- ④ 四アルギル鉛中毒予防規則
- ⑤ 特定化学物質障害予防規則
- ⑥ 高気圧作業安全衛生規則
- ⑦ 電離放射線障害防止規則
- ⑧ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑨ 粉じん障害防止規則
- ⑩ 石綿障害予防規則
- ⑪ 東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則



34

法改正①-2

一人親方等に対する保護措置の追加

令和7年4月1日施行

事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 ①、②を対象とする保護措置※が義務付けられます		① 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人	② 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等
① 危険箇所等において 事業者が行う 退避や 立入禁止等の措置 の対象範囲を、 作業場で 何らかの作業に 従事する全ての者 に拡大	○ 労働者に対して 危険箇所等への立入禁止、 危険箇所等への搭乗禁止、 立入等が可能な箇所の限定、 悪天候時の作業禁止 の措置を行う場合、 その場所で作業を行う労働者以外の人 もその対象とすること	※ 安衛法第20条、 第21条 第25条 第25条の2 に関して定められている 4 省令で、 作業場所に起因する 危険性に対処するもの (退避、危険箇所への 立入禁止等、火気使用 禁止、悪天候時の作業 禁止)について 事業者が実施する措置 が対象。	
	○ 喫煙等の火気使用が禁止されている場所にお いては、 その場所にいる労働者以外の人 についても火気使用を禁止すること		
	○ 事故発生時等に労働者を退避させる必要があ るときは、 同じ作業場所にいる労働者以外の人 も退避させること		
② 危険箇所等で行う作業 の一部を請け負わせる 一人親方等に対する 周知の義務化	○ 立入禁止とする必要があるような危険箇所等にお いて、例外的に作業を行わせるために労働者に保護 具等を使用させる義務がある場合には、 請負人（一人親方、下請業者）に対しても 保護具等を使用する必要がある旨を周知すること	① 労働安全衛生規則 ② ボイラー及び 圧力容器安全規則 ③ クレーン等安全規則 ④ ゴンドラ安全規則	

35

法改正②

工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の要件等

○ 事前調査を行う者の要件の新設

省令改正事項

令和8年1月1日施行

- 建築物、船舶に対する石綿事前調査に加え、
工作物に関する石綿事前調査も、
石綿を含有するおそれの高い工作物等の解体・改修工事を開始する前の
石綿使用の有無に関する調査（「事前調査」）
を行う者は、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者※1 とする。
※1 厚生労働大臣が定める者として、別途告示で定める
 - 工作物の事前調査者の資格要件を設ける対象としては、
 - ① 特定工作物※2の解体等の作業
 - ② 特定工作物以外的工作物の解体等の作業のうち、
石綿にばく露するおそれが比較的高い作業
(塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料※3の除去等の作業)
- ※2 令和2年厚生労働省告示第278号に掲げる工作物
(石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるもので、
事前調査結果の報告対象となる工作物)
- ※3 塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤）

○ 特定工作物の見直し

告示改正事項

令和5年10月1日施行

- 事前調査結果等を労働基準監督署に報告しなければならない特定工作物に、
「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）」
を追加。

36

1	労働安全衛生規則	の 一 部 改 正	○ 作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格及び名称について掲げている別表第1に 金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加。	
2	特定化学物質障害予防規則		(1) 金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとする。 (2) 金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定。 (3) 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講習の科目等は 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習のものを準用。	
3	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（「登録省令」）		○ 登録省令で定める登録教習機関の区分に「 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習 」を追加。	
4	公布日等		公布日：令和5年4月3日 施行日： 令和6年1月1日 （一部規定は公布の日）	

1	一側足場の使用範囲を明確化	主に狭い現場で使用される一側足場については、構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されない ⇒ 一側足場からの墜落・転落災害が発生	○ 本足場を使用するため、十分幅がある場所（幅1m以上）では、本足場の使用を義務付け ※ つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではない。	令和6年4月1日施行 令和5年3月14日公布 令和5年10月1日施行	
2	足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け	足場（つり足場含む）からの墜落・転落災害が発生している事業場では、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見	○ 事業者又は注文者による足場点検が確実に行われるようにするため、 点検者をあらかじめ指名 することを義務付け		
3	足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加		○ 事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに 記録及び保存すべき事項 （現行：点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該 点検者の氏名 を追加		

令和6年4月1日施行

		上限	災害の復旧・復興の事業
時間外労働	① 月 45時間超の回数	年間6回	適用
	② 年間	720時間 (休日労働含まず)	適用
③ 時間外労働 + 休日労働		月100時間未満 複数月平均80時間以内	適用なし



39

令和5年4月20日改訂

ガイドライン改訂の主なポイント

○ 騒音障害防止対策の管理者	選任を追加
○ 騒音レベルの新しい測定方法 (個人ばく露測定と推計)	追加
○ 聴覚保護具	選定基準の明示 JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、 必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加。
○ 騒音健康診断の検査項目	見直し 定期健康診断（騒音）における 4000ヘルツの聴力検査の音圧を、 40dBから25dBおよび30dBに変更。 雇入れ時または配置替え時や、 定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、 6,000ヘルツの検査を追加。



40

法改正⑦

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実

項目	内容	施行
① 昇降設備の設置 及び 保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大	○ 昇降設備の設置義務及び 荷役作業を行う労働者に 保護帽着用義務 ☞ 最大積載量5トン以上から、2トン以上のものに拡大	 昇降設備の例 令和5年10月1日
	○ 保護帽着用義務の拡大 ・荷台の側面が構造上開閉できるもの等、 昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で 荷役作業が行われるおそれがあるもの ・ <u>テールゲートリフターが設置されているもの</u> (テールゲートリフター使用時に限る。)。 	
② テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化	○ 安衛法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る）を規定。 ※ 併せて、安全衛生特別教育規程について、新たに規定。	令和6年2月1日
③ 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外	○ テールゲートリフターの操作においては、 原動機を動かさなければ テールゲートリフターが動かない構造のものも存在 ☞ 運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合、 逸走防止措置を引き続き義務付けるが、 原動機の停止義務については 適用除外とすること等とする。	令和5年10月1日

41

法改正⑧

化学物質管理者等の選任の義務化

化学物質管理者

- リスクアセスメント対象物を
製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、
「**化学物質管理者**」の選任義務
【選任要件】
化学物質管理に関わる業務を
適切に実施できる能力を有する者

令和6年4月1日施行/適用

【職務】

- ラベル・SDS等の確認
- リスクアセスメントの実施管理
- ばく露防止措置の実施管理
- 化学物質の自律的な管理
に関わる各種対応等

リスクアセスメント対象物の 製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

着用管理責任者 保護具

- リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、
「**保護具着用管理責任者**」選任義務
【選任要件】
保護具について一定の経験及び知識
を有する者（要件は通達で示す）

【職務】

- 有効な保護具の選択、
- 労働者の使用状況の管理
- その他保護具の管理に係る業務

42

法改正⑨ 木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル

○ 屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進

「足場の設置が困難な屋根上作業等における
墜落防止のための作業標準マニュアルについて」
平26年3月10日付け基安発0310第1号

旧

新マニュアル

令6年3月29日付け
基安発0329第3号

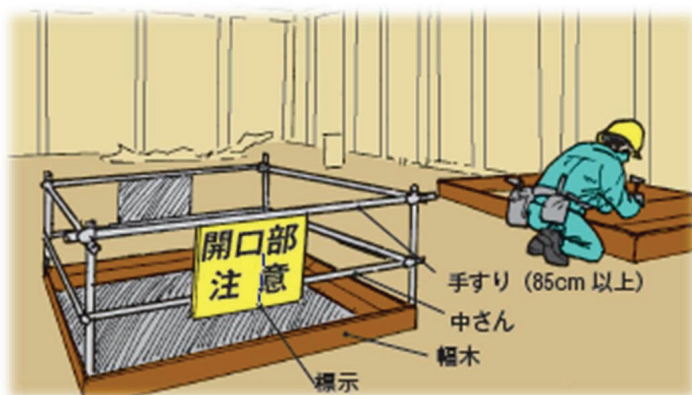
背景・主旨

【背景】 屋根等からの墜落・転落災害は建設業死亡災害の約3割、はしご・脚立からの災害増加傾向。

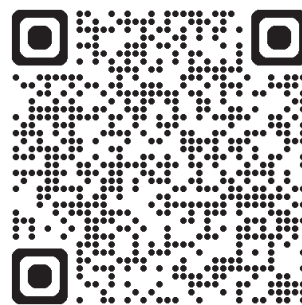
【主旨】 令和4年の実務者会合報告書及び令和5年の閣議決定による基本的計画において、
屋根、はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止のためのマニュアルの見直し、作成等明記。

内容

- 足場・屋根上・開口部等の作業におけるリスクアセスメントの実施手順
- 足場の設置が困難な場合の安全対策
- はしご・脚立等からの墜落防止対策の実施方法等



開口部周りの墜落防止措置の例



43

法改正⑩

労働者死傷病報告等の電子申請の原則義務化



1 労働者死傷病報告等の電子申請の原則義務化

入力支援
サービス

令和7年1月1日施行

○ 原則 電子申請

※ 定期健康診断結果報告書等の6報告も、
原則 電子申請

※ 経過措置

当面の間、電子申請
が困難な場合
➡ 書面報告が可能

報告	規則	様式
労働者死傷病報告	安衛則第97条	第23号、第24号
じん肺健康管理実施状況報告	じん肺則第37条	第8号
総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告	安衛則第2、4、7、13条	第3号
定期健康診断結果報告書	安衛則第52条	第6号
有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書	安衛則第52条	第6号の2
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	安衛則第52条の21	第6号の3
有機溶剤等健康診断結果報告書	有機則第30条の3	第3号の2

2 労働者死傷病報告の報告内容の改正

- 自由記載であった「事業の種類」、「被災者の職種」、「傷病名及び傷病部位」、「国籍・地域及び在留資格」 ➡ 該当コードから選択
- 「災害発生状況及び原因」 ➡ 記入欄を5分割（留意事項別に記入）
- 休業4日未満の災害に係る報告
➡ 電子申請の原則義務化に伴い、報告事項追加
「労働保険番号」、「被災者の経験期間」、「国籍・在留資格」、「親事業場等の名称」、「災害発生場所の住所」など

44

第612条の2 (熱中症を生ずるおそれのある作業)

新設

通達

基発0520第6号
令和7年5月20日

- ① 事業者は、
暑熱な場所において連続して行われる作業等
熱中症を生ずるおそれのある作業
を行うときは、
あらかじめ、
- 当該作業に従事する者が
熱中症の自覚症状を有する場合
又は
当該作業に従事する者に
熱中症が生じた疑いがあることを
当該作業に従事する他の者が発見した場合
- 1 にその旨の報告をさせる体制を整備し、
- 2 当該作業に従事する者に対し、
当該体制
を周知させなければならない。

- ② 事業者は、
暑熱な場所において連続して行われる作業等
熱中症を生ずるおそれのある作業
を行うときは、
あらかじめ、
作業場ごとに、
当該作業からの離脱、
身体の冷却、
必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
その他
熱中症の症状の悪化を防止するために必要な
措置の内容
及び
その実施に関する手順
を定め、
- 1
- 2 当該作業に従事する者に対し、
当該措置の内容 及び その実施に関する手順
を周知させなければならない。

附則

根拠法 安衛法第22条(事業者の講ずべき措置等)

令和7年6月1日から施行

6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

45

今年も暑いぞ!

熱中症 こんな症状 危険信号!!

こんなときはすぐに周りの人に伝える
周りに人がいないときは、携帯、場内電話で上司又は事務所へ

1 (建災 太郎) 090 - XXXX - XXXX
(事務所) 03 - XXXX - XXXX

- 生あくびがでる
- めまいや吐き気がする
- 全身が痛い
- ズキンズキンと頭痛がする
- 汗が大量にでる
- まったく汗をかかなくなった

こんな症状の人を発見したら
携帯、場内電話などで事務所に連絡 (症状、現在位置など)

1 (事務所) 03 - XXXX - XXXX
() - -

近くにいる人が呼びかけても 返事がおかしい ぼーっとしている

熱中症発生 涼しい場所や日陰のある場所へ移動する。

身体を冷やす 衣服をゆるめ、身体を冷やす。

休憩時間、昼食時に休憩室などに戻ってこない場合は、すぐに確認に行きましょう。

熱中症に備え、連絡先、連絡方法を確認しておきましょう

建設業労働災害防止協会

報告があったら

熱中症 すぐ行動 手遅れにならないために

本人から離れず、責任者の指示で行動

意識は

ない 応答が鈍い 言動がおかしい

ある

119 救急病院 (XX病院) 03 - 1234 - 5678

#7119 救急車を呼ぶか、又は救急病院へ搬送する。

作業所の緊急連絡網

発注者 (△△課 03-XXXX-XXXX)
設計事務所 (〇〇設計 03-XXXX-XXXX)
労働安全衛生委員会 (××監理課 03-XXXX-XXXX)
社 (□□建設 03-XXXX-XXXX)
協力会社 (××工務店 03-XXXX-XXXX)

救急車が到着するまで容体を観察し続けよう
この際、本人を一人にしない。

氷、保冷剤、エアコン、扇風機、うちわなどで、身体を冷やす。

飲めるようであれば水分をこまめに飲ませる。

搬送先、応急措置など緊急時の手順を確認しておきましょう

建設業労働災害防止協会

46

改正の概要

施行期日

令和8年4月1日

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約の履行に必要な整備。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

1 ①の一部

公布日
令和7年5月14日

1 ②の一部

令和9年1月1日

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務。
50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保。

1 ①及び②の一部

令和9年4月1日

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
代替を認める対象は成分名に限り、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

2 公布後3年以内に政令で定める日

3 ①

公布後5年以内に政令で定める日

3 ③

令和8年10月1日

4. 機械等による労働災害の防止の促進等

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

4 ②

令和8年1月1日

5. 高齢者の労働災害防止の推進

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表する 等

47

5. むすびに

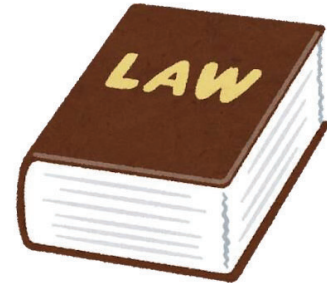


1 法は最低基準

安全衛生法
、規則等は

① 災害事例集

② 最低基準



- ・ 罪刑法定主義
- ・ 基準未満なら措置不要？
⇒ 準じた対策・社内ルール・**災防規程**

安全指導

1

法、規則、ガイドライン
通達に基づく指導

2

災防規程
に基づく指導

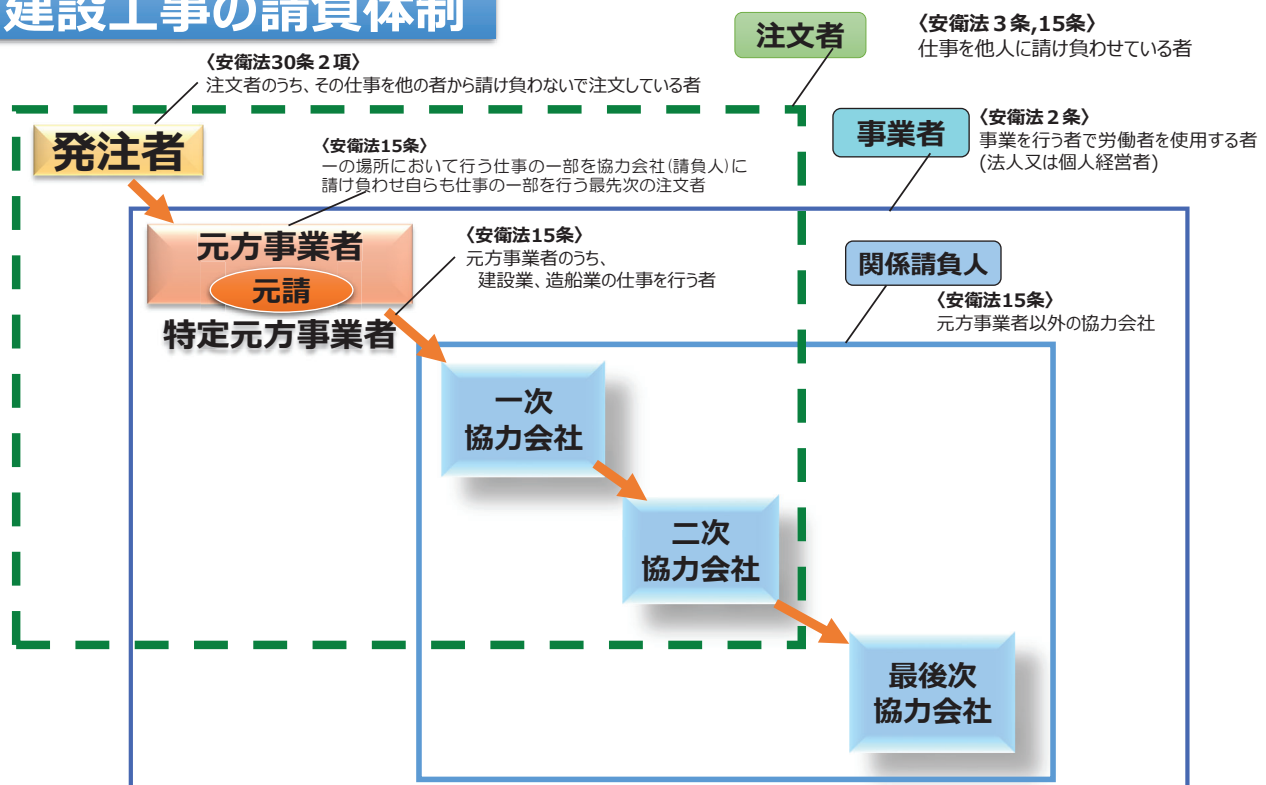
3

より安全な措置
(高年齢・外国人)

49

建設工事の安全衛生管理

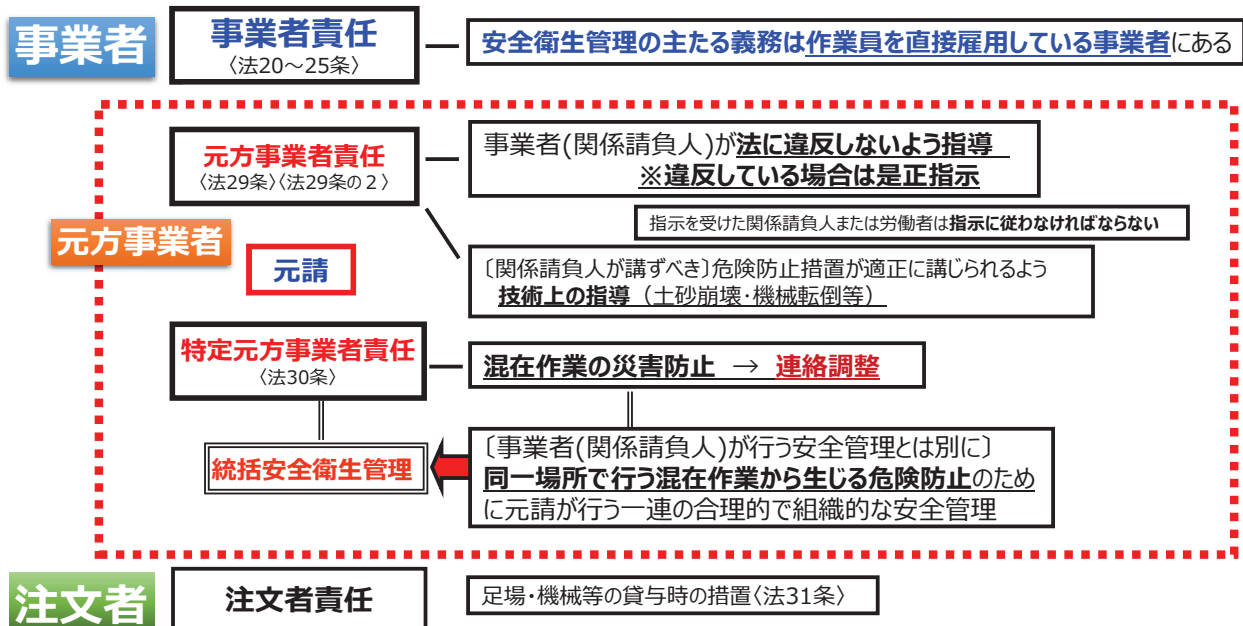
建設工事の請負体制



50

建設工事の安全衛生管理

事業者責任と（特定）元方事業者責任～建設工事の安全衛生管理の2本柱



※「安全施工サイクル」を回すことが、「統括安全衛生管理」実践の場

51

2 管理体制、ルール等が形骸化していないか

形骸化
していないか？



① 作業手順書

② 安全衛生教育

③ 安全衛生管理体制

④ KY活動、災防協議会

背景に

① 忙しさ

② 人間関係



52

3 一人作業の原則禁止

- 安全軽視や作業の慣れ
- 作業手順の省略
- 疲労・不注意
- 異常発生時の対応
- 救出の遅れ



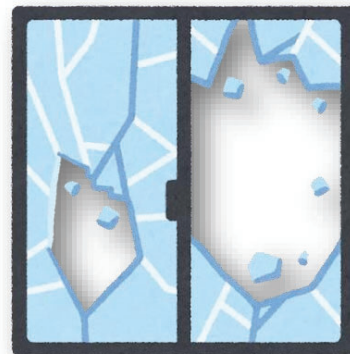
53

4 「5S」～整理・整頓・清掃・清潔・躰

割れ窓理論

ブローkun・ウィンドウ理論

・アメリカの犯罪学者ケリングが提唱
1枚の窓ガラスが割られている状態を
放置していると、
やがて他の窓ガラスも割られていき、
次第に街全体が荒廃、
犯罪が増加する



- ディズニーランドのこまめな清掃・修繕
- ヒヤリハット
- 腐ったミカン

54



ご清聴ありがとうございました